

PROLOGUE

はじめに

平成元年に誕生した消費税法の過去の本試験を振り返ってみると、当初は基本項目からの出題が多かったが、回を重ねるにつれ、事例形式などの応用理論も頻繁に出題されるようになった。また受験者のレベルも向上してきていることから、今後の試験問題はさらに高度化、複雑化していくものと思われる。

そこで、この理論問題集では、理論テキストにより理解・暗記した理論の内容確認のための問題から実践力を養う問題まで幅広く用意している。

理論のアウトプットのための教材として本書をぜひ活用してほしい。

なお、どうしても理論問題の解答テクニックに目がいきやすくなるが、どのような形式の問題であれ、理論問題を攻略するためにはしっかりとした個別理論の理解・暗記が大前提となる。理論問題の解答テクニックに偏らず、同時に個別理論の理解・暗記をより一層深めてほしい。

令和8年9月

消費税法スタッフ一同

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用下さい。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する
 正解できた問題は○、正解できたが少し理解に不安があれば△、
 理解ができていなければ×を記入するなど

2. 問題集に掲載されている問題

理論問題集には、個別問題・総合問題が掲載されています。

各問題のコンセプト・復習方法は以下のとおりです。以下の内容を確認のうえ、復習に臨んで下さい。

〔1〕 個別問題

【基礎編】 ……規定の内容を確認する問題です。規定を正しく理解し、暗記をするための基礎を身に付けることが解答の目的ですから、理論テキストを確認しながら構いませんので、暗記をする前に解答して下さい。

また、近年の本試験は、規定の内容を正しく理解し、「自分の言葉で説明する」力が重要となっておりまますので、理解の確認及び文章作成の練習を目的とした問題もあります。これらの問題については、学習の初期段階では、理論テキストを確認しながら内容の理解を深めるために解答しましょう。文章がすぐに思い浮かばない場合は、模範解答を見て、規定の内容が確認できれば問題ありません。

2回転目の学習の際は、理論テキストで内容を確認後、理解の再確認とともに文章作成の練習を行いましょう。

【実践編】 ……本試験の出題に則した問題です。学習の初期段階では、理論テキストを確認しながら構いませんので、暗記をする前に解答し、問題の読み取りや解答範囲の考え方、解答作成のポイントを確認しましょう。

また、2回転目の学習の際は、暗記後に解答し、再度問題の読み取りなどを確認するとともに、問題を通じて内容の理解を深めていきましょう。

問題には、個別問題及び事例問題があります。

個別問題は、問題の読み取りやタイトル（解答の骨子）挙げ、解答範囲の絞り込みなど基本的な解答手順を確認することが目的ですから、問題の読み取り等が正確にできるまで繰り返し解答して下さい。

また、事例問題は、ポイントとなる部分を穴埋め等で解答する問題になっています。将来的には、事例の取扱いを説明する文章を解答として作成する必要がありますので、この問題を繰り返し解答して解答作成のポイントを把握しておきましょう。

なお、本試験での出題傾向に応じて【基礎編】又は【実践編】がない場合があります。

〔2〕 総合問題

総合問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……主に本試験対策の基本問題です。問題の読み取りや解答範囲の絞り込みなど基本的な解答手順を確認する問題になっています。その手順が確認できれば、繰り返し解答する必要はありません。

Bランク問題……主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解答できれば、合格レベルに到達できますので、繰り返し解き直して実力を養いましょう。

Cランク問題……主に難易度の高い応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランク問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養うことが目的の問題ですから、Bランク問題をマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

総合問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業までに必ず消化するようにしましょう。

5. 解答に当たって

問題文中に特に指示のないものについては、当課税期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までを前提として解答して下さい。

CONTENTS

もくじ

1. 答案の書き方	2
2. 問題編	
(1) 個別問題編	
① 個別問題アプローチ	6
② 個別問題	10
(2) 総合問題編	
① 個別複合問題アプローチ	75
② 個別複合問題	78
③ 取引関係の事例アプローチ	
〔1〕 売上げの事例	85
〔2〕 仕入れの事例	89
〔3〕 国境を越えた役務の提供の事例	91
〔4〕 税額控除の事例	93
④ 取引関係の事例問題	96
⑤ 手続関係の事例アプローチ	110
⑥ 手続関係の事例問題	115
3. 解答編	
(1) 個別問題解答編	122
(2) 総合問題解答編	159

チェックリスト

個別問題編

チェック欄

課税の対象

問題 1 - 1	課税の対象			
問題 1 - 2	国内取引の判定			
問題 1 - 3	非課税			
問題 1 - 4	輸出免税等			
問題 1 - 5	輸出物品販売場における免税			

納税義務者

問題 2 - 1	納税義務者及び小規模事業者に係る納税義務の免除			
問題 2 - 2	課税事業者の選択			
問題 2 - 3	特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例			
問題 2 - 4	相続があった場合の納税義務の免除の特例			
問題 2 - 5	合併があった場合の納税義務の免除の特例			
問題 2 - 6	分割等があった場合の納税義務の免除の特例（分割等）			
問題 2 - 7	分割等があった場合の納税義務の免除の特例（吸収分割）			
問題 2 - 8	新設法人の納税義務の免除の特例			
問題 2 - 9	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例			
問題 2 - 10	高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例			
問題 2 - 11	特定プラットフォーム事業者に関する消費税法の適用			

資産の譲渡等の時期の特例

問題 3 - 1	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例			
----------	----------------------	--	--	--

課税期間・納税地・課税標準及び税率

問題 4 - 1	課税期間			
問題 5 - 1	納税地			
問題 6 - 1	課税標準			
問題 6 - 2	税率・軽減対象課税資産の譲渡等の範囲等			

税額控除等

問題 7 - 1	仕入れに係る消費税額の控除			
問題 7 - 2	帳簿及び請求書等の保存要件			
問題 7 - 3	課税売上割合の計算方法			
問題 7 - 4	非課税資産の輸出等を行った場合			
問題 7 - 5	仕入返還等を受けた場合			
問題 7 - 6	課税貨物につき還付を受ける場合			
問題 7 - 7	課税売上割合が著しく変動した場合			
問題 7 - 8	調整対象固定資産を転用した場合			
問題 7 - 9	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等			
問題 7 - 10	棚卸資産に係る消費税額の調整			
問題 7 - 11	簡易課税制度			
問題 7 - 12	災害等があった場合の届出に関する特例			
問題 7 - 13	売上返還等をした場合			
問題 7 - 14	特定課税仕入返還等を受けた場合			
問題 7 - 15	貸倒れに係る消費税額の控除			

申告等

問題 8 - 1	中間申告及び納付			
問題 8 - 2	確定申告及び納付・還付			
問題 8 - 3	還付請求申告及び還付			
問題 8 - 4	電子情報処理組織による申告の特例			
問題 8 - 5	引取申告及び納付			
問題 8 - 6	更正の請求			

その他

問題 9 - 1	納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出			
問題 9 - 2	適格請求書発行事業者の登録等			
問題 9 - 3	適格請求書発行事業者の義務等			
問題 9 - 4	同等に対する特例			
問題 9 - 6	価格の表示			
問題 9 - 9	適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置			
問題 9 - 10	3 割特例			

個別複合問題

複合－１			
複合－２			
複合－３			
複合－４			
複合－５			
複合－６			
複合－７			
複合－８			
複合－９			
複合－１０			
複合－１１			
複合－１２			
複合－１３			
複合－１４			

取引関係の事例

取引－１			
取引－２			
取引－３			
取引－４			
取引－５			
取引－６			
取引－７			
取引－８			
取引－９			
取引－１０			
取引－１１			
取引－１２			
取引－１３			
取引－１４			
取引－１５			

手続関係の事例

手続－１			
手続－２			
手続－３			

答案の書き方

〔1〕 概 要

毎回講義で解説した理論は、原則として次回の講義で解答練習を行う。暗記した理論を実際に解答することによって、その理論がどれくらいの分量になるのか、又は解答時間がどのくらいであるのかを各自確認するようにしてほしい。

また、本試験では、2時間という限られた時間のなかで理論と計算を解答しなければならない。その2時間のうち理論の解答に充てることができる時間は、出題の内容によって異なるが、通常50分程度となる。慣れるまでは時間がかかるが次第に速く書けるようになるため、練習を重ねるようにしてほしい。

なお、答案の作成にあたっては“いかに採点者が見やすい答案を作成するか”という点が重要になる。きれいな字で書くことも大切であるが、答案用紙の書き方次第でかなり採点（得点）しやすい答案が作成できることになる。

以下、用紙の使い方の例を示したので参考にしてほしい。

具体例

～「問題9－6：価格の表示」～

総額表示義務	
(注1) ☐	事業者（免税事業者を除く。）は、不特定多数の者に国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等が ^(注2) 輸出 非課税 取引と除く。）を行う場合において、 (注3) ☐ あらかじめ資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、 税込価格を表示しなくてはならない。
(注1) ☐	ただし、この事業者が専ら他の事業者へ課税資産の譲渡等を行う場合には、この限りでない。
(注1) ☐	なお、税込価格とは、この資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額 ^(注4) を含めた価格という。

(注1) 書き出しは一文字分空ける。

(注2) 文字等に訂正を加える時は、修正液などで修正を行うか、または、二重線で訂正し、その上の余白に正しい文字等を改めて書き直すことと見やすい答案になる。

また、訂正箇所につけて書き始めてもよい。

なお、消しゴムで消すことのできるボールペン等の使用は認められない。

(注3) 答案作成上、文字等が抜けてしまった場合には、このように追加する。

(注4) 解答作成にあたっては、答案用紙の枠内に解答をおさめなければならない。

枠の外にはみ出したものは採点除外となるため注意する必要がある。

〔2〕 その他の注意事項

- (1) 必ず青又は黒のボールペン又はインキを使用すること。(鉛筆、赤インキ不可)
- (2) タイトルは大きめの字で行をかえて書くこと。(条文番号は書く必要なし。)
- (3) 字と字の間隔をあまりつめないこと。
- (4) 文字の大きさは、漢字が一行の縦幅の $\frac{2}{3}$ 程度、ひらがな等が縦幅の $\frac{1}{2}$ 程度が適当である。
(下のラインにそろえて書くと見やすくなり、また、後の訂正も楽となる。)
- (5) 字の上手い下手は合否には影響しないため、乱雑にならない程度(丁寧)に速く書くこと。
- (6) 途中でペンが止まっても気にせず(間をあけず)、次の項目を続けて書くこと。(思い出したら具体例(注3)の方法で追加すれば良い。)
- (7) ポイントとなる語句及び数字は特に丁寧に書く。

5

10

15

20

25

30

35

個別問題編

個別問題アプローチ

〔1〕 概 要

個別問題では、理論テキストのタイトルや法令集のタイトルがそのまま出題される場合と具体的な表現をもとに出題される場合とがある。

いずれにしても、要求されている解答箇所を拾い出し、タイトル挙げを行うことが必要である。

近年の本試験傾向を考えると、試験時間内に解答しきれない程のボリュームのある問題が出題されているため、的外れな解答を作成しないよう問題文を正確に読み取り、しっかりと解答範囲を絞り込めるように練習してほしい。

〔2〕 具体的アプローチ

具体例

国内取引に係る消費税の課税の対象について述べなさい。

なお、消費税法施行令に規定する部分については触れる必要はない。

解答例

省略（理論 1－1〔1〕）

アプローチ

個別問題を解答する場合には、以下の手順によりアプローチすると良い。

1 問題文を一読する。

⇒何が解答として要求されているのか、その論点を正確に把握すること。（問題文中のキーワードとなる文言をマークするなどしてしっかり読み取り、的外れな解答とならないように注意すること。また、勘違いの恐れもあるため、問題を再度確認することも必要である。）

本問においては、「課税の対象について～」という文言から「課税の対象」（理論 1－1）について解答する問題であることが読み取れる。

2 理論の中から問題に関連する項目を拾い出し、タイトル（解答の骨子）挙げを行う。

⇒解答の全体的な構成を必ず確認すること。（一度書き始めたら、なかなか後戻りはできない。的外れな解答をしてしまうと、時間と用紙を無駄にするだけである。）

本問においては、「国内取引に係る～」という文言から「輸入取引」（理論 1-1〔2〕）については解答範囲から除外することとなる。

また、なお書きから「資産の譲渡等の範囲」「特定役務の提供の範囲」（理論 1-1〔4〕〔5〕）についても解答範囲から除外される。

なお、「用語の意義」（理論 1-1〔3〕）は重要度から解答範囲から除外しているが、時間がある場合にはこちらも解答してほしい。

参 考

問題 1-1 課税の対象

〔1〕 国内取引 ★★

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

① 資産の譲渡等（法2①ハ）

事業として対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供に類する行為を含む。）をいう。

(2) 国内取引の判定（法4③④）

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

① 資産の譲渡・貸付け

譲渡・貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所

なお、船舶、特許権などの譲渡・貸付けである場合には、一定の場所

② 役務の提供（③を除く。）

役務の提供が行われた場所

なお、国際輸送、国際通信などの役務の提供である場合には、一定の場所

③ 電気通信利用役務の提供

役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

④ 特定仕入れ

特定仕入れを行った事業者が、その特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、②又は③に定める場所

ただし、次の場合には、この限りでない。

イ 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。ロにおいて同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

ロ 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れのうち、国外において行う資産の譲渡等により要するものは、国外で行われたものとする。

(3) みなし譲渡（法4⑤）

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

① 個人事業者が事業用資産を家事のために消費使用した場合のその消費使用

② 法人が資産をその役員に贈与した場合のその贈与

〔2〕 輸入取引 ★★

(1) 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) **引取りとみなす場合**（法4⑥）

保税地域において外国貨物が消費使用された場合には、その消費使用した者がその時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、課税貨物の原材料として消費使用された場合その他一定の場合には、この限りでない。

〔3〕 用語の意義（法2①） ★★

(1) **国内**

消費税法の施行地をいう。

(2) **事業者**

個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。

(3) **国外事業者**

所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人をいう。

(4) **特定資産の譲渡等**

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

(5) **電気通信利用役務の提供**

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）で、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

(6) **事業者向け電気通信利用役務の提供**

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その性質又は取引条件等から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

(7) **特定役務の提供**

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）をいう。

(8) **外国貨物**

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

(9) **課税貨物**

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、非課税とされるもの以外のものをいう。

〔4〕 資産の譲渡等の範囲（令2） ★

(1) **資産の譲渡等に類する行為**

- ① 負担付き贈与による資産の譲渡
- ② 金銭以外の資産の出資
- ③ 特定受益証券発行信託、法人課税信託の委託者が金銭以外の資産を信託した場合におけるその資産の移転など
- ④ 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- ⑤ 日本放送協会が受信料を徴収して行う放送又は配信

(2) **収用による補償金の取得**

土地収用法などの規定に基づいて所有権などを収用され、その権利取得者からその権利の消滅に係る補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

(3) **事業付随行為**

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を含むものとする。

〔5〕 特定役務の提供の範囲（令2の2） ★

演劇などの俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供とする。

なお、不特定多数の者に対して行うものを除く。

3 2のタイトルに従い、できる限り理論どおりに解答する。

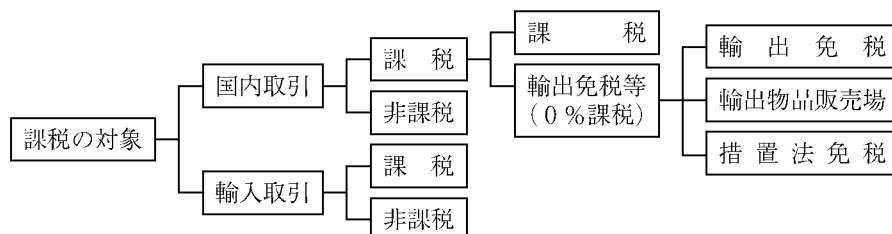
⇒問題に沿った解答をしようとして無理に作文をする必要はない。

⇒採点者が採点しやすい答案を作成するためには、必ずタイトルを書くこと。

課税の対象

体系表

課税の対象（理論 1-1～1-5、9-7）



問題 1 - 1 課税の対象

【基礎編】

《設問 1》

次の文章はそれぞれ課税の対象に関する取扱いを記述したものである。

正しいものには○、誤っているものには×を所定の箇所に記入しなさい。

なお、内国法人はいずれも国外に支店等を有していないものとする。

- (1) 国外において行われた資産の譲渡等は、課税の対象とはならない。
- (2) 消費者が行った中古車の売却は、課税の対象となる。
- (3) 内国法人が行った取引先に対する資産の贈与は、課税の対象とはならない。
- (4) 消費者が行う輸入取引に係る輸入品は、課税の対象となる。
- (5) 内国法人が、外国法人から、広告配信の役務の提供を受けた場合は、課税の対象となる。
- (6) 内国法人が借入金返済のため行った代物弁済は、資産の譲渡等に該当しないため、課税の対象とはならない。
- (7) 内国法人が貸付金を95万円で購入し、債務者から債権金額100万円の弁済を受けた場合は、資産の譲渡等に該当しないため、課税の対象とはならない。

(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
(7)											

【実践編】

《設問 2》

下記問の文章は各取引に関する消費税の取扱いを示したものである。

文章中の空欄を埋め、根拠となる法令の規定を挙げなさい。

なお、解答に当たっては、下記解答例を参考とすること。

【解答例】

取 引

個人事業者が家事用の乗用車を売却した場合

〔取 扱 い〕

家事用乗用車の売却が 事業として 行われたかどうかの判定は、資産の譲渡 が 反復、継続、独立して行われる かどうかにより行うため、国内において事業者が行った資産の譲渡等に 該当せず、課税の対象と ならない。

〔根拠法令〕

理論 1 - 1〔1〕(1)

問1

取 引

サラリーマンが店舗用の建物を貸し付けた場合

〔取 扱 い〕

店舗用建物の貸付けが 行われたかどうかの判定は、 が かどうかにより行うため、 に該当し、課税の対象と 。

〔根拠法令〕

問2

取 引

法人が地元の市に土地を寄附した場合

〔取 扱 い〕

土地の寄附が 行われたかどうかの判定は、資産の譲渡に対して かどうかにより行うため、に該当せず、課税の対象と 。

〔根拠法令〕

《設問3》

消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課することとされている。

そこで、次の用語の意義について、それぞれ述べなさい。

イ 国内

ロ 資産の譲渡等（資産の譲渡等とみなされる行為についても触れなさい。）

（注）消費税法施行令に規定する部分については触れる必要はない。

<平成23年本試験問題>

解 答 P.122

問題 1 － 2 国内取引の判定

【基礎編】

《設問 1》

次の各取引に関して、国内取引の判定の判断基準となる用語について最も適切と考えられる箇所にアンダーラインを引き、国内取引と国外取引のいずれかに○を付しなさい。

取引 1 内国法人の国外支店が外国銀行から預金利息を収受した場合

国内取引・国外取引

取引 2 内国法人が他の内国法人から国内における企画立案を、国外における広告掲載及び管理を請け負ったことに伴い広告料を収受した場合

国内取引・国外取引

取引 3 内国法人が外国法人から商品の国内における運送を請け負ったことにより運送料を収受した場合

国内取引・国外取引

取引 4 内国法人が日本とアメリカの両国で登録しているスポーツウェアの意匠権を外国法人（国内に支店等を有していない。）に貸し付けたことにより使用料を収受した場合

国内取引・国外取引

《設問 2》

次の各取引に関して、国内取引の判定の判断基準となる用語について最も適切と考えられる箇所にアンダーラインを引き、国内取引と国外取引のいずれかに○を付しなさい。

なお、いずれの取引も電気通信利用役務の提供に該当するものであり、内国法人は国外に支店等を、外国法人は国内に支店等を有していないものとする。

取引 1 内国法人が外国法人から広告配信の役務の提供を受け、広告料を支払った場合

国内取引・国外取引

取引 2 外国法人が国内の消費者へ電子書籍の販売を行い、対価を収受した場合

国内取引・国外取引

取引 3 内国法人が国外の消費者に対して音楽配信の役務の提供を行い、対価を収受した場合

国内取引・国外取引

【実践編】

《設問 3》

下記問の文章は各取引に関する消費税の取扱いを示したものである。

文章中の空欄を埋め、根拠となる法令の規定を挙げなさい。

なお、解答に当たっては、下記解答例を参考とすること。

5

【解答例】

取引

内国法人が、国内の自社工場において有している製造設備を海外の現地法人へ譲渡した場合

〔取扱い〕

製造設備の譲渡が 国内において 行われたかどうかの判定は、資産が所在していた場所 が 国内にある かどうかにより行うため、国内において事業者が行った資産の譲渡等 に該当し、課税の対象と なる。

〔根拠法令〕

理論 1-1〔1〕(1)、1-2〔1〕本文及び(1)

15

問 1

取引

内国法人が、国外に所在する土地を外国法人に譲渡した場合

〔取扱い〕

土地の譲渡が 行われたかどうかの判定は、
 が かどうかにより行うため、
 に該当せず、課税の対象と 。

〔根拠法令〕

20

25

問 2

取引

内国法人が、国内の取引先に対する貸付金を他の外国法人に譲渡した場合

〔取扱い〕

貸付金の譲渡が 行われたかどうかの判定は、
 が かどうかにより行うため、
 に該当し、課税の対象と 。

〔根拠法令〕

30

35

問3

取引

内国法人の国外支店が、国外銀行の国外支店から預金利息を収受した場合

〔取扱い〕

預金の預入れが国内において行われたかどうかの判定は、
が国内にあるかどうかにより行うため、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当せず、
とならない。

〔根拠法令〕

問4

取引

内国法人が、国内と国外において登録されている特許権を海外の現地法人へ譲渡した場合

〔取扱い〕

2以上の国において登録されている特許権の譲渡が
かどうかの判定は、
が
かどうかにより行うため、
に該当し、課税の対象と
。

〔根拠法令〕

《設問4》

消費税法において、資産の譲渡又は貸付けが国内で行われたかどうかの判定を、資産の譲渡又は貸付けが行われた時における①資産の譲渡又は貸付けを行う者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地によることとされている取引と②資産の譲渡又は貸付けに係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地によることとされている取引とに区分して述べなさい。

＜平成15年本試験問題＞

《設問5》

消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課することとされている。

この資産の譲渡等のうち、役務の提供が国内で行われたかどうかの判定について、役務の提供の区分に応じ、その定める場所について述べなさい。

（注）消費税法施行規則に規定する部分については触れる必要はない。

＜平成28年本試験問題＞

解 答 P.123

問題 9 - 2 適格請求書発行事業者の登録等

【基礎編】

次の文章について、正しいものには○、誤っているものには×を所定の箇所に記入しなさい。

- (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けることができる事業者は、原則として課税事業者に限られる。
- (2) 課税事業者は、課税期間の途中から適格請求書発行事業者の登録を受けることができる。
- (3) 免税事業者が課税事業者となる場合において、その課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合の申請期限は、その課税期間の初日から起算して1月前の日である。
- (4) 適格請求書発行事業者が、翌課税期間から登録を取り消したい場合には、当課税期間の末日までに適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出すればよい。
- (5) 国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、その旨を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書をその課税期間の末日までに提出し登録がされれば、その課税期間の初日から適格請求書発行事業者となることができる。

(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

解 答 P.152

問題 9－3 適格請求書発行事業者の義務等

【基礎編】

《設問 1》

次の各問に答えなさい。

- (1) 適格請求書発行事業者に交付義務が課されている適格請求書の記載事項
- (2) 適格請求書の交付義務が免除される場合
- (3) 適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる場合及びその記載事項
- (4) 適格返還請求書の交付義務が免除される場合

【実践編】

《設問 2》

A社は、家具製造業を営む3月末決算の内国法人であり、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となっている。適格請求書の交付に関して、(1)～(3)の問に答えなさい。

- (1) 適格請求書発行事業者はどのような場合に適格請求書を交付しなければならないかについて、「課税資産の譲渡等」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。

(注) 「適格請求書」の意義及び法令の規定により適格請求書の交付義務が免除される場合について触れる必要はない。

- (2) A社が令和8年11月に行った次のイ及びロの取引（取引の相手方は課税事業者に該当する。）に関して、消費税の課税関係及び適格請求書の交付の要否について、消費税法令に沿って説明しなさい。なお、法令の適用に関して満たすべき要件がある場合には、その要件を全て満たしているものとする。

イ A社は、家具製造業を営む外国法人B社（消費税法上の非居住者に該当する。）に対して、A社が有する意匠権（日本でのみ登録されている。）の通常実施権を許諾し、その許諾料を受領した。

ロ A社は、家具販売業を営む外国法人C社（消費税法上の非居住者に該当する。）から依頼を受け、インターネット上のA社のホームページに、C社の販売商品の広告（C社が企画及び制作したものである。）を掲載し、C社から広告掲載料を受領した。

- (3) A社は、小売業を営む内国法人D社に対して、A社が製造した家具の国内での販売を委託しているところ、D社が受託販売する当該家具を購入した者に対する適格請求書の交付について、消費税法施行令第70条の12第1項《媒介者等による適格請求書の交付の特例》の規定（以下「媒介者交付特例」という。）の適用を受けることを検討している。

この媒介者交付特例について、適用を受けるための要件に触れながらその内容を述べるとともに、媒介者交付特例を適用した場合に商品販売の委託者であるA社及び受託者であるD社が法令上行うべき事項について述べなさい。

＜令和6年本試験問題＞

個別問題解答編

問題 1 - 1 課税の対象

解答

《設問 1》

(1)	○	(2)	×	(3)	○	(4)	○	(5)	○	(6)	×
(7)	×										

解説

(2) 消費者が行った取引は、事業者が事業として行った取引ではないため課税の対象とはならない。

(6) 代物弁済は、資産の譲渡等に類する行為とされるため、課税の対象となる。

(7) 貸付金その他の金銭債権の譲受けは、資産の譲渡等に類する行為とされるため、課税の対象となる。

《設問 2》

問 1

〔取 扱 い〕

店舗用建物の貸付けが 事業として 行われたかどうかの判定は、 資産の貸付け が 反復、継続、独立して行われる かどうかにより行うため、 国内において事業者が行った資産の譲渡等 に該当し、課税の対象と なる 。

〔根拠法令〕

省略（理論 1 - 1〔1〕(1)）

問 2

〔取 扱 い〕

土地の寄附が 対価を得て 行われたかどうかの判定は、資産の譲渡に対して 反対給付がある かどうかにより行うため、 国内において事業者が行った資産の譲渡等 に該当せず、課税の対象と ならない 。

〔根拠法令〕

省略（理論 1 - 1〔1〕(1)）

《設問 3》

イについて

省略（理論 1 - 1〔3〕(1)）

ロについて

省略（理論 1 - 1〔1〕(1)①(3)）

問題 1 - 2 国内取引の判定

解答

《設問 1》

取引 1 内国法人の国外支店が外国銀行から預金利息を収受した場合国内取引・国外取引

5

取引 2 内国法人が他の内国法人から国内における企画立案を、国外における広告掲載及び管理を請け負ったことに伴い広告料を収受した場合国内取引・国外取引

10

取引 3 内国法人が外国法人から商品の国内における運送を請け負ったことにより運送料を収受した場合国内取引・国外取引取引 4 内国法人が日本とアメリカの両国で登録しているスポーツウェアの意匠権を外国法人（国内に支店等を有していない。）に貸し付けたことにより使用料を収受した場合国内取引・国外取引

15

解説

取引 2 については、役務の提供が行われた場所が明らかでないため、役務提供者の事務所等の所在地で国内取引の判定を行うことに注意してほしい。

20

《設問 2》

取引 1 内国法人が外国法人から広告配信の役務の提供を受け、広告料を支払った場合国内取引・国外取引取引 2 外国法人が国内の消費者へ電子書籍の販売を行い、対価を収受した場合国内取引・国外取引

25

取引 3 内国法人が国外の消費者に対して音楽配信の役務の提供を行い、対価を収受した場合国内取引・国外取引

30

35

《設問 3》

問 1

〔取 扱 い〕

土地の譲渡が 国内において 行われたかどうかの判定は、資産が所在して
いた場所 が 国内にある かどうかにより行うため、国内において事業
者が行った資産の譲渡等 に該当せず、課税の対象と ならない。

〔根拠法令〕

省略（理論 1－1〔1〕(1)、1－2〔1〕本文及び(1)）

問 2

〔取 扱 い〕

貸付金の譲渡が 国内において 行われたかどうかの判定は、債権者の譲渡に係
る事務所等の所在地 が 国内にある かどうかにより行うため、国内におい
て事業者が行った資産の譲渡等 に該当し、課税の対象と なる。

〔根拠法令〕

省略（理論 1－1〔1〕(1)、1－2〔1〕本文及び(2)②）

問 3

〔取 扱 い〕

預金の預入れが国内において行われたかどうかの判定は、利子を対価とする金銭の貸付け
その他これに類するものを行う者の事務所等の所在地 が国内にあるかどうかにより行うた
め、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当せず、課税の対象 とならない。

〔根拠法令〕

省略（理論 1－1〔1〕(1)、1－2〔4〕）

問 4

〔取 扱 い〕

2 以上の国において登録されている特許権の譲渡が 国内において 行われたかど
うかの判定は、譲渡者の住所地 が 国内にある かどうかにより行うた
め、国内において事業者が行った資産の譲渡等 に該当し、課税の対象と なる
□。

〔根拠法令〕

省略（理論 1－1〔1〕(1)、1－2〔1〕本文及び(2)④）

《設問 4》

①について

次に掲げる資産の譲渡又は貸付けが該当する。

(1) 登録のある船舶（一定の場合）

譲渡・貸付者の住所地

5

(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（2以上の国で登録している場合）

譲渡・貸付者の住所地

(3) 著作権等

譲渡・貸付者の住所地

(4) 営業権

事業を行う者の住所地

10

②について

次に掲げる資産の譲渡又は貸付けが該当する。

(1) 登録のない船舶

譲渡・貸付者の事務所等の所在地

15

(2) 登録のない航空機

譲渡・貸付者の事務所等の所在地

(3) 金銭債権

債権者の譲渡に係る事務所等の所在地

(4) その他の資産で所在場所が明らかでないもの

譲渡・貸付者の事務所等の所在地

20

(5) 利子を対価とする金銭の貸付けその他これに類するもの

その利子を対価とする金銭の貸付けその他これに類するものを行う者の事務所等の所在地

解説

国内取引の判定に関する出題であるが、理論1-2がそのまま解答となるわけではないことに注意してほしい。

25

問題文より、「資産の譲渡又は貸付け」と限定されていることから、「役務の提供」に関する規定については、解答範囲より除外されることとなり、理論1-2のうち〔1〕〔4〕が解答範囲となる。また、「資産の譲渡又は貸付けを行う者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（＝住所地）によることとされている取引」及び「資産の譲渡又は貸付けに係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（＝事務所等の所在地）によることとされている取引」とに区分してという文章から、理論1-2〔1〕〔4〕をそのまま解答すればよいわけではなく、その指示に従った答案作成が要求される。

30

《設問 5》

省略（理論 1-2〔2〕）

35

問題 8－6 更正の請求

解答

省略（理論 8－6〔1〕〔3〕〔4〕）

解説

- 5 国税通則法の特則（問題 8－6〔2〕）は、後発的事由に基づく場合の更正の請求を規定しているものであるため、解答範囲から除外されることとなる。

問題 9－1 納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出

解答

10	(1)	課税事業者届出書
	(2)	新設法人に該当する旨の届出書
	(3)	合併法人
	(4)	○
15	(5)	① 課税事業者選択届出書
		② 課税事業者選択不適用届出書

問題 9－2 適格請求書発行事業者の登録等

解答

20	(1)	○	(2)	○	(3)	×	(4)	×	(5)	○
----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

解説

- (2) 適格請求書発行事業者の登録申請書を提出すれば、課税期間の途中でであっても登録を受けることができ、適格請求書発行事業者登録簿への登録日からその効力が生じる。
- (3) 課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日である。
- 25 (4) 翌課税期間から登録を取り消したい場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出しなければならない。

問題 9－3 適格請求書発行事業者の義務等

解答

《設問 1》

- 30 (1) 省略（理論 9－3〔1〕(1)）
- (2) 省略（理論 9－3〔6〕(1)）
- (3) 省略（理論 9－3〔2〕）
- (4) 省略（理論 9－3〔6〕(2)）
- 35

〔3〕 D社が行うべき事項

(1) 書類の保存

省略（理論 9－3〔7〕(2)）

(2) 委託者への交付

省略（理論 9－3〔7〕(3)）

問題 9－4 国等に対する特例

解答

《設問 1》

	国・地方公共 団体の一般会計	国・地方公共 団体の特別会計	法別表第三 に掲げる法人	人格のない社団等
事業単位の特例	○	○	×	×
資産の譲渡等の時期 等の特例	○	○	○	×
仕入税額控除の特例	×	○	○	○
申告期限の特例	×	○	○	×

《設問 2》

〔1〕 人格のない社団等の意義

省略（理論 9－4〔5〕(1)）

〔2〕 仕入税額控除の特例

省略（理論 9－4〔3〕）